

各 位



2019年5月28日

会社名：スターティアホールディングス株式会社
代表者名：代表取締役社長 兼 グループ最高経営責任者 本郷 秀之
(コード番号 3393 東証第一部)
問合せ先：取締役 兼 グループ執行役員 管理本部長 植松崇夫
(TEL：03-5339-2109)

株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2019年5月28日開催の取締役会において、新たに株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2019年6月20日開催の第24回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

併せて、当社は、一定以上の職責を担う従業員に対し、経営参画意識を高めることを目的に自社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託（J-ESOP）」を導入する方針についても決議しております。当該従業員向けインセンティブ・プランの導入時期やプランの内容等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

記

1. 導入の背景及び目的

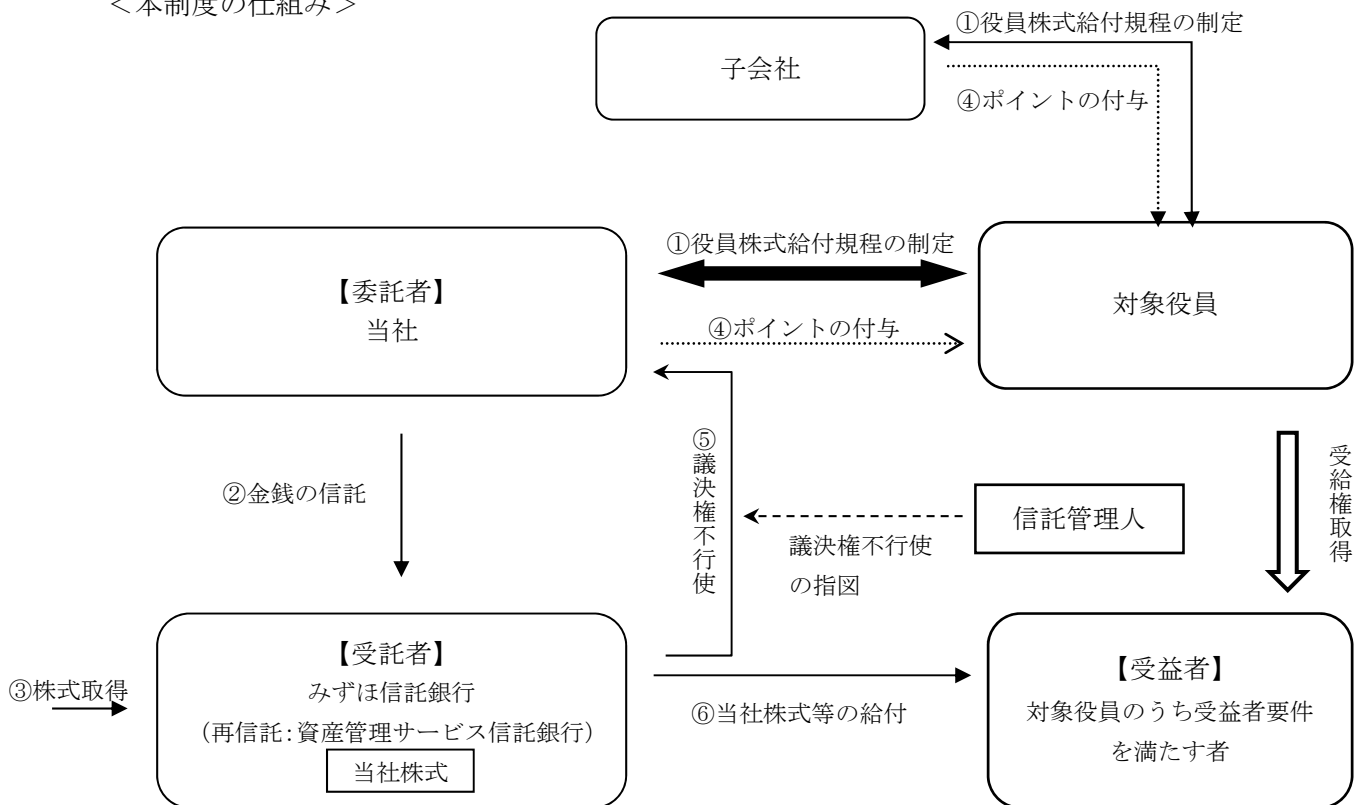
当社取締役会は、当社の取締役（社外取締役を含みます。）及び当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。以下、子会社の取締役につき同じとし、当社の取締役とあわせて「対象役員」といいます。）の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役（社外取締役を除きます。）及び当社の子会社の取締役については、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを、また、当社の社外取締役については、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機付けることを、それぞれ目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、役員株式給付規程に従い、原則として、下記(4)で定義する当初対象期間の終了後所定の時期（ただし、当初対象期間の途中で退任する者についてはその退任時）となります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社及び当社の子会社は、それぞれの株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①のそれぞれの株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社及び当社の子会社は、当社及び当社の子会社が定める「役員株式給付規程」に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員のうち当社及び当社の子会社が定める「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が当社及び当社の子会社が定める「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役を含みます。）及び当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）

(3) 信託期間

2019年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、2020年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下「当初

対象期間」といいます。)を对象として本制度を導入し、対象役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定(2019年8月(予定))時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき対象役員に対して付与するポイントの上限数は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり38,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、190,000株を取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。ご参考として、2019年5月15日の終値612円を適用した場合、上記の必要資金は、116,280,000円となります。

当初対象期間終了後も、本制度を継続する場合は、改めて株主総会に付議することといたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、190,000株(うち、当社の取締役分として47,500株(うち、社外取締役分として7,500株)、当社の子会社の取締役分として142,500株)を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 対象役員に給付される当社株式等の数の具体的な算定方法

当社の取締役(社外取締役を除きます。)及び当社の子会社の取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。また、当社の社外取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位により定まる数のポイントが付与されます。

対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、38,000ポイント(うち、当社の取締役分として9,500ポイント(うち、社外取締役分として1,500ポイント)、当社の子会社の取締役分として28,500ポイント)を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象役員に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、原則として、当該対象役員に当初対象期間につき付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、当初対象期間の終了後所定の時期(ただし、当初対象期間の途中で退任する者についてはその退任時)に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

対象役員が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、対象役員に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価格を乗じた金額(ただし、当社株式

について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- | | |
|------------|---|
| ①名称 | : 株式給付信託 (BBT) |
| ②委託者 | : 当社 |
| ③受託者 | : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 資産管理サービス信託銀行株式会社) |
| ④受益者 | : 対象役員のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| ⑤信託管理人 | : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定 |
| ⑥信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託) |
| ⑦本信託契約の締結日 | : 2019年8月 (予定) |
| ⑧金銭を信託する日 | : 2019年8月 (予定) |
| ⑨信託の期間 | : 2019年8月 (予定) から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。) |

以上